大阪社会保障推進協議会 会長 安達 克郎 同 大阪市内ブロック

(事務局)

〒530-0034 大阪市北区錦町 2-2 国労会館 Tm06-6351-8662 FAX06-63570846 メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2022 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、コロナ禍のもとで、大阪府民の生活はますます窮地に陥っています。

今年度も大阪市24区キャラバンを実施させていただきたく要望書を提出させていただきます。ご回答は1か月後をめどにメールでお送っていただき、懇談日程は来年1月もしくは2月中でお願いいたします。

要望書データが必要な場合は、「要望書データ希望」とお書き頂きメールをお願いいたします。

なお、今回の懇談につきましても、区役所のみなさまのご苦労や要望等の声をお聞きし、真摯に受け止め、 国、大阪府に届けることを主目的として実施したいと考えております。大変困難な中ではございますが、ぜひ よろしくお願いいたします。

【要望内容】

1. 介護保険に関して

- ①全国の市の中でとび抜けて高くなっている大阪市の介護保険料を引き下げるよう区として必要な意見具 申等を行うこと。
- ②介護保険料に関する相談には懇切丁寧に行うこと。また、相談を通じて把握した高齢者の生活実態について独自に調査を行い介護保険料を検討する参考資料とすること
- ③介護保険料納付困難者(滞納者・未納者)については一方的な滞納処分を行わないこと。生活再建につながる相談援助を関係各機関と連携して行うこと。
- ④介護保険料滞納者に対する制裁措置(給付減額、償還払い化等)は、要介護者の生活に重大な影響を与えるものであり、行わないこと。
- ⑤低所得者に対する介護保険料減免制度を積極的に周知・広報するとともに運用を柔軟に行うこと。収入の認定にあたってはすべての社会保険料、医療費等を控除する扱いとすること。

- ⑥要介護認定は適切かつ迅速になされるよう区として必要な対応を行うこと。また、申請代行を行った居宅 介護支援事業者等からの認定の進捗状況及び認定結果等の問い合わせにも適切に対応すること。
- ⑦虐待や孤立、近隣とのトラブルやサービス拒否など困難を抱えた利用者の支援をケアマネジャーや介護 サービス利用者に任せず、区役所と地域包括支援センターが「支援困難者」のケアマネジメントを担当する などの対応を行うこと。
- ⑧要支援者のホームヘルプサービス(訪問型サービス)は、「生活援助型」となることによって大幅に下がった報酬となったため、サービス時間の短縮や、提供拒否などの事態も起こっている。介護予防型の訪問サービスが幅広く利用できるように地域包括支援センターと連携して改善をはかること。

2. 医療・公衆衛生について

- ①大阪の死者数の多さは、医療機関側の課題というより、感染者を増やさない対策、つまり行政の責任が大きい。2010年の「新型インフルエンザ対策総括会議報告書」には感染症危機管理に関わる体制の強化として「感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材育成」の必要性を説き「感染症対策に関わる人員体制や予算の充実なくして、抜本的な改善は実現不可能」と指摘している。新型コロナウイルス感染症対策の強化も含めた緊急時に対する医療供給体制の強化として、保健センターを活用した発熱・検査センター設置を検討すること。
- ②感染拡大の一番多い大阪市の対策の遅れは明らかであり、上記を進めるためにも、また保健所業務の逼迫をはじめ、感染者や医療機関への各種支援制度の対応の遅れを解消するために、大阪市に対して医療と公衆衛生分野への人員体制と予算の充実を求めること。
- ③ 当面、区保健センターが公衆衛生分野の対応強化について積極的に取り組むこと。
- ④ 2017 年に一元化した府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所をもとに戻し、政令指定都市大阪市として公衆衛生行政に責任を持てる体制に再編することを大阪市に求めること。

3. 国民健康保険について

- ① 全国一高い大阪府統一保険料に合わせると大阪市国保料は大幅値上げとなり、収納率低下が予想される。区民の現状から区として 2024 年度国保統一延期の意見を大阪市にあげること。
- ②コロナ傷病手当金については、被用者だけでなく自営業者・フリーランスにも適用できるものとし、また、コロナ以外の病気にも対応できるよう拡大すること。
- ③ コロナ禍に加え物価高が被保険者を直撃している。滞納処分の停止をこれまで以上に積極的に行うこと。

4. 健診について

①特定健診では巡回健診、日曜健診、出張健診など積極的な施策を実施すること。また、委託事業所への補助や場所の提供を行なうこと。同時に健診項目を増やすこと、当面「詳細な検診」で実施している貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査は即時に健診項目に追加すること。 ii) 特定健診・がん検診の受診率向上のため、抜本的な対策を講じること。

②生活保護利用者の健診(大阪市健康診査)は、申請制度をやめ、国民健康保険と同様に新年度の初めに「受診券」を送付すること。なお、当面は、現行の「健康診査」については、通年受付とし、ケースワーカー等の指導を含め周知を徹底すること。

5. 生活保護及び困窮者支援について

- ① 単身者が生活保護申請に行ったときに「施設入所が前提条件」であるかのようなことを言わないこと
- ② 女性の相談者、申請者に対して「身体を使って働けばいい」というセクハラにも取られる発言をする 受付面接員が何人もいる。こうした人権侵害をしないよう指導を行うこと。また DV から逃げてきた赤 ちゃんを抱えている若いママさんに対して「家を探してから来て」とか「保育所を探して働け」などと いう発言をする受付面接相談員も多々いる。指導をすること。
- ③ 受付面接員は面談記録をきっちりととり、他の面接相談員にも共有し、なんども同じ話の聞き取りを行わないこと。
- ④ 殆ど意味のない「扶養照会」を行わないこと。
- ⑤ 区内でフードバンク・フードパントリー・お弁当配布などを行う団体に対して無料での会場提供など 支援を行うこと。

6.防災対策の強化を

近年地球温暖化の進行により自然災害がこれまでの想定を超えており、ライフライン(水道、電気、ガスなど)が長期にわたり供給停止の事態が各地で発生している。加えてコロナ禍で新たな課題もでてきており災害非難に際しての行政の役割はより重要になってきている。災害避難所の環境整備や災害時における住民の日常生活維持に関して次のことに早急に具体化すること。

- ① 小学校全体育館に冷暖房設備及び洋式トイレの設置をすること
- ② 地震だけでなく台風などによっても、ライフラインの停止により生活弱者である障がい者・高齢者はより困難な生活を強いられる。例えば断水で給水車が来てもそこまで取りに行けない、エレベーターが止まってしまうと階段では動けない、避難所に行くこともできないため生活困難に陥る。また低所得者はストックがないため食糧支援がなければ生きていくことができないなど災害時には特段の支援策が必要となる。また24区ごとで状況が違う(市営住宅が多い、タワーマンションが多い、海沿いである、運河沿いである等々)ことから、24区ごとの具体策についてお答えいただきたい。
- ③ 高層住宅での災害時の対応マニアルの作成など管理組合や施設管理者への指導を行うこと。
- ④ 避難所で感染が広がらないように感染予防対策を具体化すること。
- ⑤ 水害時に対応する高所避難ビルを拡大増やすこと。